

代議員選出手続に関する規程

制定 2012(平成24)年1月21日
2011(平成23)年度第1回臨時総会
一部改正 2012(平成24)年3月24日
2011(平成23)年度第2回臨時総会
2013(平成25)年5月25日
第1回(2013年)定時代議員総会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本会」という。）の定款第5条第3項の規定に基づき、代議員の選出手続に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 代議員とは、この規程に基づき、本会の普通会員による選挙で選出された者で、普通会員を代表して本会の代議員総会で議決を行う者をいう。

(選出方法)

第3条 代議員は、別表のブロックごとに普通会員の中から選挙により選出する。

(代議員数)

第4条 本会の代議員の総数は、定款第5条第2項に規定する基準に基づき、理事会で決定する。

- 2 代議員の総数は、代議員の選挙が行われる年の1月1日現在の普通会員数を基準に算定するものとする。
- 3 地域ブロックごとの代議員数は、前項の普通会員総数に対する当該地域ブロック登録の普通会員数の割合を基に、概ね普通会員100名に対して1名の割合で算出した人数とする。
- 4 前項の場合において、普通会員100名の半数を超える端数については、これを1名として代議員の合計数に加算するものとする。
- 5 第3項の場合において普通会員の数が100名未満の地域ブロックの場合には、代議員は1名として計算する。
- 6 定款第5条第7項の規定による補欠の代議員数は、地域ブロックごとに、当該地域ブロック代議員数の30%（端数は切り上げ）以内とする。

(代議員の任期)

第5条 代議員の任期は、定款第5条第6項の規定により、当該代議員選挙終了の日の翌日から、選任の2年後に実施される次期代議員選挙終了の日までとする。

- 2 本会の最初の代議員は、前項の規定にかかわらず、本会の設立登記の日から、2年後の6月末日までに行われる次期代議員選挙の終了の日までとする。

(選挙の時期)

第 6 条 代議員の選挙は、定款及びこの規程に定めるところにより、現任の代議員が選任された2年後の6月末日までに次期代議員の選挙を行わなければならない。

(選挙人の資格)

第 7 条 選挙人は、代議員選挙投票日において、普通会員として登録されている者でなければならない。

(被選挙人の資格)

第 8 条 代議員の被選挙人は、代議員選挙に立候補を届け出た日において、普通会員として登録されている者でなければならない。

第 2 章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第 9 条 理事会は、代議員の選出に関する業務を公正に行うため、本会に選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、代議員選挙の公示の2か月前に組織し、代議員選挙業務の終了後に解散する。

3 委員会の委員（以下「委員」という。）は5 名以内とし、理事会において普通会員の中から選出の上、会長が委嘱する。

4 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選によるものとする。

5 会長は、委員が確定次第、委員名簿を公表しなければならない。

6 委員は代議員に立候補できない。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、前条第3項の規定により委嘱を受けた日から、選挙結果を発表し、委員会の解散の日までとする。

(委員会の業務)

第11条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 地域ブロックごとの代議員数の確定
- (2) 普通会員への代議員選挙の周知
- (3) 代議員及び補欠の候補者名簿の作成
- (4) その他代議員選挙に関し必要な事項

(代議員選挙の公示)

第12条 委員会は、代議員の任期満了となる日の3か月前までに、代議員立候補受付のための公示を行わなければならない。

(公示の内容)

第13条 前条の公示内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代議員の総数及び地域ブロックごとの人数
- (2) 代議員の任期
- (3) 代議員立候補受付期間
- (4) 投票日
- (5) 開票日

(6) その他必要な事項

2 委員会は、前項第1号の定数を基に、普通会員の中から代議員立候補者を募るものとする。

(地域ブロック運営委員会への選挙管理業務の委任)

第14条 委員会は、地域ブロックごとの代議員の選挙に関する業務を、地域ブロック運営委員会(本会の普通会員により構成される地域ブロック単位の運営委員会)に委任する。

(選挙結果の報告)

第15条 委員会は、投票結果を集計し、代議員及び代議員の補欠が決まったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告を受け、承認したときをもって選挙を終了したものとし、その結果を普通会員に通知しなければならない。

第3章 代議員の選出

(代議員の選出方法)

第16条 代議員は、本会の普通会員による選挙に基づいて選出する。

2 選挙人は、本会に登録してある住所又は居所のある地域ブロックに基づき、当該地域ブロックから立候補した候補者につき選挙を行う。選挙に際し、普通会員は1個の選挙権を有する。

3 代議員に立候補しようとする者は、いずれか一つの地域ブロックから立候補できる。

4 普通会員である団体会員が立候補する場合は、その団体は代表権を有する者を指定する。

(立候補受付期間)

第17条 委員会は、1か月を超えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

(立候補手続)

第18条 代議員に立候補しようとする普通会員は、前条に定める立候補受付期間内に次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

(1) 代議員選挙候補者届出書

(2) 普通会員2名以上の推薦書

2 前項の届出は、立候補受付期間内に委員会に必着することを要する。

(立候補取り下げ)

第19条 立候補届出をした者がその届出を取り下げる場合は、立候補受付期限の日の午後5時までに、本人又は代理人が書面又は電磁的方法により選挙管理委員会に立候補取り下げの申し立てをしなければならない。

2 この申し立てを受けた選挙管理委員会は、申し立てが真正であることを確認の上、立候補を取り消すものとする。

(立候補者の名簿)

第20条 委員会は、第18条第1項の規定により立候補者が提出した書類に基づき、地域ブロック単位の立候補者名簿(各立候補者の氏名、現職、会員番号を記載)を作成し、立候補者公報として地域ブロックごとの普通会員に公表しなければならない。

(立候補者数が定数に達しない場合)

第21条 委員会は、代議員の立候補者が定数に達しない場合は、地域ブロック運営委員会に対し、不足する候補者の推薦を依頼するものとする。

2 前項の場合にあつては、地域ブロック運営委員会は、速やかに候補者を選考し、同候補者の同意を得て、委員会に推薦するものとし、当該候補者は、遅滞なく代議員候補者届出書を委員会に提出するものとする。ただし、この場合には、第18条第1項第2号の推薦書は必要としない。

(立候補者が定数と同数の場合)

第22条 地域ブロック単位の立候補者数が当該地域ブロックごとの定数と同数の場合、又は定数以下の場合には、普通会员の信任があつたものとする。

(投票)

第23条 代議員の選挙は、次の方法により行う。

(1) 代議員選挙の投票は、普通会员の投票により行う。

(2) 選挙人は、自己の居住する選挙ブロックから立候補した代議員候補者に対して、投票しようとする候補1名の氏名を投票用紙に記入して、選挙人本人の記名をする。

(3) 投票は、Eメール、FAX、郵便及び持参のいずれかの方法により行う。投票及び投票受領確認に関する詳細事項は、細則に定める。

(4) 選挙を行ったときは、得票数の多い順に定数に達するまでの者を当選とする。ただし、定数最下位者が複数である場合には、開票立会人の下に「くじ引き」により決するものとする。

2 前項の投票において、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。なお、各号のいずれにも該当しないものは、委員会において判断するものとする。

(1) 選挙資格のない者の投票

(2) 選挙人が明らかでない投票

(3) 投票する候補者名が記載されていないもの

(4) 候補者を2名以上記載したもの

(5) 候補者以外の氏名又は他事を記入したもの。ただし、敬称の類を記入したものは、この限りでない。

(代議員の資格)

第24条 代議員たる普通会员が普通会员の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

(守秘義務)

第25条 代議員選挙の執行に係わる関係者は、選挙の公正及び正確な執行に努めるとともに、投票に関する守秘義務を厳守しなければならない。

第4章 雑則

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、代議員総会の議決を経て行う。

(実施細則)

第27条 この規程を実施するための細則その他必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人日本語教育学会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別表 代議員選出のための地域ブロック（第3条関係）

北海道・東北
関 東
北陸・中部・近畿
中国・四国・九州
海外
アジア・オセアニア
北米・中米・南米
ヨーロッパ・中近東・アフリカ